

令和3年度第3回沖縄県国民健康保険運営協議会 次第

日時：令和4年1月27日（木）14:00～16:00

場所：Web（Zoom）によるオンライン開催

- 1 開会
- 2 保健医療部長あいさつ
- 3 議事（報告事項）
 - (1) 令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について
 - (2) 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算案の概要について
- 4 その他（情報提供）
 - (1) 沖縄県内の市町村国保の現状（令和元年度（2019年度）事業実績）について
- 5 閉会

【配付資料】

- | | | |
|-----|---------------------------------------|------------|
| (1) | 次第 | …P1 |
| (2) | 委員名簿 | …P2 |
| (3) | 参考資料1 国民健康保険法第11条、国民健康保険法施行条例施行規則 | …P3 |
| (4) | 参考資料2 沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱 | …P4 |
| (5) | 参考資料3 沖縄県情報公開条例 | …P6 |
| (5) | 資料1 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について | 非公開 |
| | 資料1-2 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について（参考） | |
| (6) | 資料2 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算案の概要 | 非公開 |
| (7) | 資料3 沖縄県内の市町村国保の現状（令和元年度（2019年度）事業実績） | |

※非公開資料（資料1・資料2）につきましては、会議後に返信用封筒にて事務局宛て返送をお願いします。予算成立後に再度送付いたします。

第3回沖縄県国民健康保険運営協議会委員名簿
(令和4年1月27日(木)開催)

	氏名	所属団体・現職等	出欠	参加方法	代表区分
1	ひが きよたか 比嘉 清隆	名護市国民健康保険運営協議会 委員	○	Web (名護市役所)	被保険者
2	とうま やすよし 當間 康由	豊見城市国民健康保険運営協議会 委員	○	Web (自宅)	
3	みや き みゆき 宮喜 みゆき	竹富町国民健康保険運営協議会 委員	○	Web (竹富町役場)	
4	てるや つとむ 照屋 勉	沖縄県医師会 常任理事	×	/	保険医・保 険薬剤師等
5	いけい まちこ 伊計 真智子	沖縄県歯科医師会 社会保険委員会委員	×		
6	みやぎ ゆきえ 宮城 幸枝	沖縄県薬剤師会 常務理事	○	Web (職場)	公益
7	(会長) おそぐち こういち 瀬口 浩一	国立大学法人琉球大学国際地域創造学 部 教授	○	Web (県庁)	
8	きんじょう あつし 金城 敦	公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業 団 専務理事兼事務局長	○	Web (職場)	
9	(会長代行) あさと ようこ 安里 洋子	公益社団法人沖縄県看護協会「看護お きなわ健康21委員会」委員長	○	Web (職場)	被用者保険
10	みやざと ひろし 宮里 博史	全国健康保険協会沖縄支部 支部長	○	Web (職場)	
11	にしめ すずむ 西銘 進	健康保険組合連合会沖縄連合会 事務局長	○	Web (職場又は 自宅)	

○国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

○国民健康保険法施行条例

(協議会の委員の定数)

第4条 施行令第3条第5項の規定により条例で定める協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

○国民健康保険法施行条例施行規則

(協議会の委員の任命等)

第2条 条例第3条に規定する沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、知事が任命する。

- 2 協議会の委員は、再任されることができる。
- 3 協議会の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、条例第4条各号に掲げる委員がそれぞれ1人以上出席し、かつ、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 協議会の庶務は、保健医療部国民健康保険課において処理する。
- 9 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(納付金の算定等)

第3条 知事は、毎年度、各市町村ごとに条例第6条の規定により徴収する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を算定するものとする。

(知事が定める数の告示等)

第4条 知事は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下この条において「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数を定めたときは、これを告示するものとする。

3 政令第13条第1号の県が定める額は、同号イに掲げるものとする。

4 政令第13条第2号の県が定める額は、同号イに掲げるものとする。

(納付金の額の通知)

第5条 知事は、第3条の規定により納付金の額を算定したときは、これを各市町村に通知するものとする。

(納付金の徴収の方法)

第6条 知事は、各市町村から納付金を徴収する時期及び額を定めたときは、納入通知書を各市町村に送付するものとする。

沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行条例施行規則（沖縄県規則第45号。以下「施行規則」という。）第2条第9項の規定に基づき、沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(開催通知)

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ協議会の庶務を行う沖縄県保健医療部国民健康保険課へその旨を届け出なければならない。

(委員欠席の取扱)

第3条 委員が協議会の会議に出席できないときの代理出席はこれを認めない。

2 委員が協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は公開とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、会長は協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 協議会において、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、協議会の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

(公開の手續)

第5条 前条の規定による公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の場合における必要な手續等については、会長が別に定める。

3 運営協議会の会議の開催にあたっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等により周知を行うものとする。

(議事録の作成)

第6条 会長は、協議会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長が指名する委員が署名するものとする。

(議事録の公開)

第7条 協議会の会議の資料及び議事録は公開するものとする。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。

2 前項に規定による公開については、県ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月21日から施行する。

○沖縄県情報公開条例

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報
 - (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア～ウ （略）
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - (4) 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であって、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの
 - (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

一部改正〔平成14年条例46号・17年3号・19年34号・27年54号・29年17号〕